

## 静岡県借上型公営住宅制度実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、静岡県借上型公営住宅制度要綱（以下「制度要綱」という。）第11条の規定に基づき、借上型公営住宅制度を実施する上での細目を定めることを目的とする。

### (土地所有者等の要件)

第2条 借上型公営住宅を建設する土地所有者等については、次の要件を満たすものとする。

- (1) 当該敷地の土地所有者等は、住宅金融公庫の賃貸住宅融資を受ける資格のある個人又は法人であること。
- (2) 事業実施上の資力、信用を有する土地所有者等であること。

### (事業計画承認の手続き)

第3条 申請者は、制度要綱第3条第1項の規定による事業計画の承認を受けようとするときは、借上型公営住宅事業計画承認申請書（様式第1号）に別表第1に定める図書その他の書類を添付し、知事に申請するものとする。

### (事業計画の承認)

第4条 制度要綱第5条の規定による申請者への通知は、借上型公営住宅事業計画承認結果通知書（様式第2号）によるものとする。

### (賃貸借予定に関する協定の締結)

第5条 知事は、前条の規定による事業計画承認通知後速やかに、制度要綱第6条の規定により、承認事業者と借上型公営住宅等の賃貸借予定に関する協定書（様式第3号）により協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。

### (事業計画承認の変更)

第6条 承認事業者は、事業計画の変更を行おうとするときは、借上型公営住宅事業計画変更承認申請書（様式第4号）により、別表第2に定める図書その他の書類を添付し、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該変更の事由がやむを得ないものであり、かつ変更後の計画が借上型公営住宅等として借上げることに支障がないと判断した場合は、変更承認を行うことができる。

3 知事は、前項の変更承認を行うにあたっては、必要な条件等を付し、借上型公営住宅事業計画変更承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(賃貸借契約の締結)

第7条 知事は、借上型公営住宅等の建設事業の完了後速やかに、制度要綱第8条の規定に基づく契約を借上型公営住宅等賃貸借契約書(様式第6号)により承認事業者と締結するものとする。

2 前項に規定する賃貸借契約に係る賃料(以下「住宅借上料」という。)は、公営住宅法(昭和26年法律第193号)第16条第2項に定める近傍同種の住宅の家賃(一戸の床面積の合計が80㎡を超える場合は、近傍同種の住宅の家賃の額に、80㎡を当該公営住宅の床面積で除した数値を乗じた額)を上限とし、毎年度、知事と承認事業者が協議し定めるものとする。

3 前項の住宅借上料は、経済情勢の変動その他合理的かつ正当な理由により、改める必要が認められる場合には、契約期間中であっても、知事と承認事業者が協議し変更することができるものとする。

(貸借権の登記)

第8条 知事は、前条第1項の賃貸借契約の締結後速やかに、当該借上型公営住宅等に対する貸借権設定登記を行うものとする。

(借上型公営住宅等の住宅の名称)

第9条 承認事業者は、借上型公営住宅等の住宅の名称について希望があるときには、借上型公営住宅名称届出書(様式第7号)により知事に提出するものとする。

2 知事は承認事業者との協議を経て借上型公営住宅等の住宅の名称が決定したときは、借上型公営住宅名称決定通知書(様式第8号)により承認事業者に通知するものとする。

(地位の承継の手続き)

第10条 承認事業者の一般承継人又は承認事業者から借上型公営住宅等の敷地の所有者その他当該借上型公営住宅等の建設及び管理に必要な権原を取得した者(以下「一般承継人等」という。)は、事業計画の承認に基づく地位の承継承認申請書(様式第9号)に、当該借上型公営住宅等の建設及び管理に必要な権原を取得したことを証する書類、その他必要書類を添付し、知事に提出するものとする。

2 前項の承認申請書の提出があった場合において、知事は、その内容を審査し、適当と認めるときは、承認するものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに事業計画の承認に基づく承継承認通知書(様式第10号)により一般承継人等に通知するものとする。

(雑則)

第 11 条 申請者又は承認事業者（以下「申請者等」という。）は、申請者等以外の者を連絡責任者とし、この要領に基づいて申請者等が行う手続き（以下「申請者等の手続き」という。）を申請者等に代わって行わせることができる。

2 申請者等は、前項に規定に基づき、申請者等の手続きを連絡責任者に行わせるとするときは、連絡責任者に関する届出書（様式第 11 号）により知事に届け出るものとする。

3 知事は、前項の規定に基づく届け出があったときは、この要領に基づいて申請者等に対して行う手続きの内容は、届け出のあった連絡責任者に対しても通知するものとする。

#### 附 則

この要領は平成 13 年 12 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この改正は平成 14 年 8 月 12 日から施行する。

#### 附 則

この改正は平成 25 年 7 月 2 日から施行する。

#### 附 則

この改正は平成 26 年 3 月 10 日から施行する。

#### 附 則

この改正は平成 26 年 10 月 28 日から施行する。

2 平成 25 年度承認事業については、この改正にかかわらず、なお従前の例によることができるものとする。